

省エネ家電の購入を補助します！

省エネ家電製品等購入促進事業補助金

★申請受付期間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金) 17時必着

※申請多数の場合は、抽選により決定します。(交付決定：6月中旬予定)

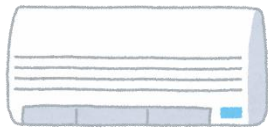
※交付決定後に、購入及び設置する方が対象になります。

申請をされても交付決定前に購入や設置をした場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

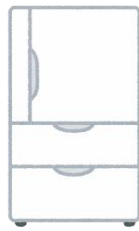
★補助対象家電(申請はいずれか1種類を補助対象とします)

省エネルギー基準達成率が100%以上である以下の製品

(中古品は除く)



家庭用エアコン

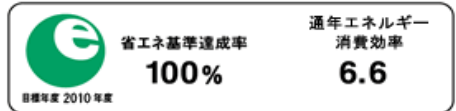


冷蔵庫



LED照明器具

※家庭用エアコンは、旧基準(目標年度2010年度)の省エネルギー基準達成率が、100%以上の製品も対象とします。



省エネ基準達成率
100%

省エネ基準達成率
100%

省エネ基準達成率
100%

※支払い及び設置完了後20日以内に実績報告書を提出をする必要があります。(事業完了期限は3月末日です。)

省エネ性マーク(緑色)が目印

★補助金額

購入費用(設置費・消費税を除く)の $1/2$ (千円未満切り捨て上限3万円)

※家庭用エアコンと冷蔵庫は、いずれか1台(下限2万円)を補助対象とします。

※LED照明器具は、複数購入可能、下限1万円です。

★対象者 次の要件にすべて当てはまる方

- (1) 佐渡市に住民登録があること
- (2) 補助対象家電を佐渡市内の店舗で購入し、市内にある居住建物に設置すること
- (3) 昨年度この補助金で交付を受けていないこと
- (4) 今年度同世帯の方がこの補助金の申請をしていないこと(1世帯1回のみ)

★提出先 補助金交付申請書と以下の添付書類を佐渡市企画部総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所 本庁舎2階)、または、最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。

(添付書類) 購入製品の見積書

製品型番の分かる書類、カタログ等の写し

※申請に必要な書類など詳しくは下記の市ホームページでご確認ください。

【令和6年度 省エネ家電の購入を補助します】

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/58823.html> ▶▶



【問い合わせ先】 佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話:63-3802 メール:u-energy@city.sado.niigata.jp

高効率エネルギー設備・薪ストーブ

令和6年度

の購入を補助します！

「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金」

申請受付期間 **令和6年5月1日（水）～5月31日（金）17時必着**

※申請多数の場合は、抽選により決定します。（交付決定：6月中旬予定）

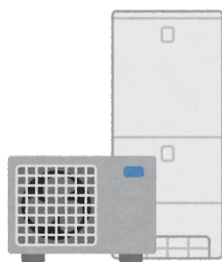
※交付決定後に、購入及び設置する方が対象になります。

申請をされても交付決定前に購入や設置をした場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

補助対象設備

① 高効率エネルギー設備

- 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- ハイブリッド給湯器（ECO ONE）
- 高効率石油給湯器（エコフィール）
- 家庭用燃料電池（エネファーム）
- 太陽熱温水器



② 薪ストーブ

薪及び端材を燃料とした二次燃焼機能を有する設備



※令和7年3月末日までに設置工事及び支払いが完了する必要があります。

補助対象経費・補助金額

① 高効率エネルギー設備

設備（本体機器及び配管部材）購入費用（設置費・消費税は除く）の1/2以内
※千円未満切り捨て 上限20万円

② 薪ストーブ

設備（本体機器及び配管部材）購入費用（設置費・消費税は除く）の1/2以内
※千円未満切り捨て 上限15万円

補助対象者

次の要件に全て当てはまる方 ※その他要件有り

- 市内の居住建物に設置しようとする市民、又は市内事業所に設置しようとする事業者
- 本人及び同一世帯の方が、昨年度この補助金で同設備の交付を受けていないこと

提出先

佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室（佐渡市役所 本庁舎2階）
または、最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。

- 申請に必要な書類など詳しくは下記の市ホームページでご確認ください。

【令和6年度 クリーンエネルギー導入促進補助金をご活用ください】

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/58880.html>



- ホームページ掲載の「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金交付要綱」「申請の手引き」「申請にあたっての注意事項」をご一読いただいてから申請をお願いします。

【お問い合わせ先】佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話：63-3802 メール：u-energy@city.sado.niigata.jp

太陽光発電・蓄電池



V2H充電設備・充電インフラ設備の購入を補助します！



「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金」【補助対象者】市民・市内事業者※その他要件あり

申請受付期間 **令和6年5月1日(水)～5月31日(金) 17時必着**

※申請多数の場合は、抽選により決定します。(交付決定:6月中旬予定)

※**交付決定後に、購入及び設置する方が対象になります。**

| 項目 | 太陽光発電設備 | 蓄電池設備 |
|--------|---|--|
| 補助対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根等を利用して太陽光発電を行い、設置された住宅等において自家消費すること。 ・太陽電池容量が3kW以上のもの。 ※太陽光発電設備のみの導入は対象外  | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(3kW以上)と常時接続する定置用のもの。 ※ポータブルは対象外 ・蓄電池容量が3kWh以上のもの。 ・太陽光発電設備(3kW以上)を既に導入している、もしくは併せて導入すること。  |
| 補助対象経費 | 太陽光発電設備に係る購入費用 | 蓄電池設備に係る購入費用 |
| 補助金額 | 太陽光電池容量1kWあたり3万円(上限20万円) | 蓄電池容量1kWhあたり3万円(上限30万円) |

| 項目 | V2H充電設備 | 充電インフラ設備 |
|--------|---|---|
| 補助対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・国「充電インフラ補助金(V2H充電設備)」で補助対象となっている設備。 ・太陽光発電設備(3kW以上)を既に導入している、もしくは併せて導入すること。  | <ul style="list-style-type: none"> ・国「充電インフラ補助金」で補助対象となっている設備。 ・観光施設や宿泊施設、商業施設、飲食店等、不特定多数に一般開放できる場所に設置すること。 ※個人宅への設置は対象外  |
| 補助対象経費 | V2H充電設備(本体機器分)に係る購入費用又は国「充電インフラ補助金」本体機器分の交付上限額のいずれか少ない方。 | 充電インフラ設備(本体機器分)に係る購入費用又は国「充電インフラ補助金」本体機器分の交付上限額のいずれか少ない方。 |
| 補助金額 | 補助対象経費の1/2以内(上限37.5万円) | 補助対象経費の1/2以内(上限 普通充電器17.5万円、急速充電器30万円) |

●太陽光発電・蓄電池・V2H充電設備は、東北電力リカーチャージ(株)の提供する「あおぞらチャージサービス」による導入も対象です。

●令和7年3月末日までに設置工事及び支払いが完了する必要があります。

セット補助で太陽光発電設備の補助金額が2倍に! 再生可能エネルギーの有効活用と防災力の強化に!!

以下のセットで新規設備導入する場合、太陽光発電設備は太陽電池容量1kWあたり6万円(上限40万円)を補助します。

| | | |
|------------|------|---|
| セット補助 ① | 対象設備 | 太陽光発電設備 + 蓄電池設備又はV2H充電設備 + 電気自動車 最大 110万円 補助 |
| セット補助 ② | 対象設備 | 太陽光発電設備 + 充電インフラ設備 最大 70万円 補助 |

●太陽光発電設備以外の設備の補助金額は、単体で導入する場合と同額になります。

●(セット補助①)電気自動車を併せて導入する方は、「佐渡市電気自動車導入促進補助金」をご活用ください。電気自動車の購入経費の一部を補助します。詳しくは、裏面をご確認ください。

提出先

佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所 本庁舎2階)
または、最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。

●申請に必要な書類など詳しくは下記の市ホームページでご確認ください。

【令和6年度 クリーンエネルギー導入促進補助金をご活用ください】

<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/58880.html>



※ホームページ掲載の「佐渡市クリーンエネルギー導入促進交付要綱」「申請の手引き」「申請にあたっての注意事項」をご一読いただいたから申請をお願いします。

【問い合わせ先】佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話:63-3802 メール:u-energy@city.sado.niigata.jp



令和6年度

電気自動車導入促進補助金のご案内

佐渡市では、地球温暖化の防止や災害に強い島づくりを推進するため、電気自動車の導入に係る経費の一部を、予算の範囲内で補助します。ぜひ、ご活用ください！

| 項目 | 電気自動車 |
|------------------|--|
| 補助対象車両 | 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」の対象となる電気自動車とします。 |
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民又は市内の事業者 ●購入した自動車検査証の使用の本拠の位置が市内であること ●自動車検査証の使用の本拠の位置に、<u>自家消費を目的とした太陽光発電設備*</u>（3kw以上）が導入されていること ※その他要件があります |
| 補助金額 | 国 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の $1/2$ 以内（上限40万円） |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●申請先着順とし、予算が無くなり次第終了します。 ●補助対象車両の<u>初度登録日から60日以内</u>又は令和7年3月末日のいずれか早い日までに申請する必要があります。 ※ホームページ掲載の「電気自動車導入促進補助金交付要綱」「申請の手引き」をご一読いただいてから申請をお願いします。 |
| 提出先 (お問い合わせ先) | 佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所 本庁舎2階)または、最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。 (〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 電話：0259-63-3802 メール：u-energy@city.sado.niigata.jp) |

セット補助で太陽光発電設備の補助金額が2倍に 再生可能エネルギーの有効活用と防災力の強化に！！

以下のセットで新規設備導入する場合、太陽光発電設備は太陽光発電容量1kWあたり6万円(上限 40 万円)を補助します。

| | | |
|-------|------|---|
| セット補助 | 対象設備 | 太陽光発電設備 + 蓄電池又はV2H 充電設備 + 電気自動車 最大110万円補助 |
|-------|------|---|

●太陽光発電設備以外の設備の補助金額は、単体で導入する場合と同額になります。

申請に必要な書類など詳しくは下記の市ホームページでご確認ください。

佐渡市電気自動車導入促進補助金ホームページサイト <https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/59036.html>



※太陽光発電設備・蓄電池・V2H充電設備を併せて導入する方は、「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金」をご活用ください。導入に係る経費の一部を補助します。詳しくは、裏面をご確認ください。

太陽光発電設備の導入を検討されている方へ

ご自宅の年間日射量・発電量等の目安を、佐渡市ホームページ内の

「**太陽光発電ポテンシャルマップ**」で確認できます！



ホームページの佐渡市地理情報サービスから、「06_太陽光発電ポテンシャルマップ」を選択してください。



ご自宅の住所を入力し、建物をクリックするとポテンシャルが表示されます。

※表示値はシミュレーションに基づく理論値であり、保証値ではありません。販売事業者にもご相談のうえ、設置をご検討ください。